

第44期 定時株主総会 招集ご通知

2014年3月1日から2015年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時: 2015年5月21日(木曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

プライムセントラルタワー

13階第1～3会議室

(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)



株式会社ジーフット

証券コード: 2686

株主の皆さまへ

本店
名古屋市千種区今池三丁目4番10号
本社
東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ジーフット
代表取締役社長 神谷和秀

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2015年5月20日(水曜日)午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年5月21日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
プライムセントラルタワー 13階 第1～3会議室
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第44期(2014年3月1日から2015年2月28日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第6号議案 取締役報酬等改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.g-foot.co.jp/>)に掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2015年5月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	16
計算書類	
貸借対照表	29
損益計算書	30
株主資本等変動計算書	31
個別注記表	32
監査報告	
会計監査人の監査報告	42
監査役会の監査報告	44

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円

(ご参考) 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割の影響を考慮した場合、すでに実施しております中間配当(1株につき20円)は、1株につき10円に相当しますので、年間配当金は1株につき22円となります。なお、株式分割前に換算すると、年間配当金は1株につき44円となります。

総額 249,942,696円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2015年5月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第9条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> 第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第11条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u> 第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第10条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 松井 博史

再任

生年月日	1947年6月21日	所有する当社の株式数	2,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年12月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1992年5月 同社取締役 2000年5月 同社常務取締役 2003年5月 イオン九州株式会社代表取締役社長 2008年5月 株式会社マイカル（現イオンリテール株式会社）代表取締役社長 2011年3月 イオン株式会社執行役専門店事業最高経営責任者 2011年10月 当社顧問 2012年4月 当社代表取締役社長 2014年5月 当社代表取締役会長（現任）		
特別の利害関係	松井博史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

2 堀江 泰文

新任

生年月日	1956年1月13日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年4月 株式会社ニチイ（現イオンリテール株式会社）入社 2006年5月 株式会社マイカル（現イオンリテール株式会社）取締役東日本事業本部長 2009年4月 同社取締役サティ営業担当 2011年2月 イオンリテール株式会社東海カンパニー支社長 2011年3月 同社執行役員 2011年4月 同社取締役兼執行役員 2013年3月 同社取締役兼常務執行役員営業担当 2015年2月 当社顧問（現任）		
特別の利害関係	堀江泰文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

3 み っ っ い ひろし 三津井 洋

再任

生年月日	1956年7月27日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2005年5月 株式会社フードサプライジャスコ（現イオンフードサプライ株式会社）取締役 2011年2月 イオンリテール株式会社東海カンパニー人事教育部長 2012年4月 当社取締役人事総務本部長 2014年4月 当社取締役管理担当兼人事総務本部長 2014年5月 当社常務取締役管理担当兼人事総務本部長（現任）		
特別の利害関係	三津井洋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

4 た ん げ こう じ 丹下 浩二

再任

生年月日	1969年9月25日	所有する当社の株式数	111,600株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年4月 当社入社 2000年2月 当社紳士靴統括マーチャンダイザー 2004年4月 当社取締役 2005年4月 当社常務執行役員関東統括本部長 2007年4月 当社常務取締役 2011年7月 当社常務取締役モール営業本部長 2013年4月 当社常務取締役店舗開発本部長（現任）		
特別の利害関係	丹下浩二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

5 こ あ く つ ひろ し 小坏 博史

再任

生年月日	1957年12月19日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年11月 ロマン株式会社入社 2007年5月 株式会社ニューステップ取締役商品本部商品部長 2009年2月 当社GMS事業商品本部長 2009年4月 当社執行役員 2010年4月 当社取締役 2011年7月 当社取締役商品本部長（現任）		
特別の利害関係	小坏博史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

6 もりいち よしき 守一 善樹

再任

生年月日	1956年3月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1995年12月 株式会社メガスports商品本部長 2004年4月 同社常務取締役 2008年9月 株式会社ニューステップ事業推進本部長 2009年2月 当社商品戦略室長 2013年5月 当社執行役員営業企画本部長 2014年4月 当社執行役員営業担当兼営業企画本部長 2014年5月 当社取締役営業担当兼営業企画本部長（現任）		
特別の利害関係	守一善樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

7 ひでしま たかひろ 秀島 高広

再任

生年月日	1959年12月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1981年4月 月星化成株式会社（現株式会社ムーンスター）入社 1997年12月 株式会社フェイスカンパニー設立代表取締役 2000年4月 当社監査役 2008年4月 当社執行役員経営企画室長 2008年11月 当社取締役 2009年2月 当社取締役総合企画本部長 2014年4月 当社取締役企画担当兼総合企画本部長（現任）		
特別の利害関係	秀島高広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

8 たかだ さとし 高田 覚司

新任

生年月日	1956年 8月 25日	所有する当社の株式数	11,250株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年 2月 株式会社ダイヤモンド高田入社 1999年 3月 株式会社ニューステップ代表取締役社長 2004年 5月 同社代表取締役専務 2007年 5月 同社専務取締役事業開発本部長 2008年11月 当社取締役 2009年 3月 当社専務取締役海外事業担当 2010年 4月 当社執行役員海外事業企画室長（現任）		
特別の利害関係	高田覚司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

9 すえまつ まなぶ 末松 学

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役就任年数 8年
(本定時株主総会終結時) 1ヶ月

生年月日	1968年 2月 4日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1991年 4月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2002年 1月 株式会社スギ薬局（現スギホールディングス株式会社）総務部長 2005年10月 株式会社MRD入社 2006年 6月 同社常務取締役（現任） 2007年 4月 当社取締役（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	末松学氏は、M&Aの専門家としての経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	末松学氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者 末松学氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定がみとめられるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は末松学氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

生年月日	1962年9月29日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1996年3月 タルボットジャパン株式会社商品部長 2003年3月 同社専務取締役営業本部長 2006年3月 広東ジャスコ総経理 2012年3月 イオンリテール株式会社専務執行役員GMS改革・専門店化推進担当 2012年5月 同社取締役（現任） 2013年3月 同社常務執行役員衣料商品企画本部長（現任） 2013年5月 当社取締役（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	三浦隆司氏は、イオングループでの経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	三浦隆司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 三浦隆司氏は上記略歴のとおり、現在及び過去において当社の特定関係事業者であるイオンリテール株式会社の業務執行者であります。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者 三浦隆司氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定がみとめられるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

生年月日	1976年6月11日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 弁護士法人淀屋橋合同（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任） 2012年4月 当社監査役（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	柴田昭久氏は、弁護士としての経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	柴田昭久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

（注）1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者 柴田昭久氏は、当社との間で社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、取締役に選任された場合には、新たに責任限定契約を締結する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定がみとめられるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は柴田昭久氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 岩崎昭二氏及び柴田昭久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、柴田昭久氏の後任として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

しもやま ひろし

下山 宏

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1952年2月6日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1970年4月 東京国税局入局 2007年7月 国税庁長官官房総務課監督評価官室 東京室長 2010年7月 仙台国税局 調査査察部長 2011年1月 金沢国税局長 2012年8月 下山 宏税理士事務所（現任）		
社外監査役候補者の選定理由	下山宏氏は、会計・税務の専門家としての経験を活かし、当社の経営全般に対し助言をいただくことで、意思決定の妥当性・適正性を確保できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	下山宏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者 下山宏氏は、選任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定がみとめられるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 下山宏氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを2015年4月15日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役松井博史、三津井洋、丹下浩二、小塚博史、守一善樹、秀島高広の6氏及び任期中の監査役内堀壽典氏に対し、当社所定の基準により相当額の範囲内で、退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を行うことにつきましてご承認を賜りたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
松井博史	2012年4月 当社代表取締役社長 2014年5月 当社代表取締役会長 現在に至る
三津井洋	2012年4月 当社取締役 2014年5月 当社常務取締役 現在に至る
丹下浩二	2007年4月 当社常務取締役 現在に至る
小塚博史	2010年4月 当社取締役 現在に至る
守一善樹	2014年5月 当社取締役 現在に至る
秀島高広	2008年11月 当社取締役 現在に至る
内堀壽典	2013年5月 当社常勤監査役 現在に至る

第6号議案 取締役報酬等改定の件

当社の取締役の報酬等につきましては、2008年4月15日開催の第37期定時株主総会におきまして、報酬総額を年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社では、役員報酬と企業業績との連動の視点から新報酬制度を検討し、現行の企業会計基準を踏まえつつ、役員報酬体系全体の見直しを進めてまいりました。

その結果、取締役に対する報酬等につきましては、まず金銭報酬部分につき業績連動報酬の割合を拡大するとともに、役員退職慰労金制度廃止の単なる代償措置としてではなく、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

他方、社外取締役に対する報酬等につきましては、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、固定型の月例報酬のみとすることといたしました。なお、監査役に対する報酬等につきましては、2008年4月15日開催の第37期定時株主総会におきまして、報酬総額を年額60百万円以内とご決議いただいております、変更ございません。

これに伴い、今後の取締役報酬等の額その他の内容決定につきまして、以下のとおりといたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

取締役の報酬等は引き続き使用人兼務取締役の使用人分給与は含めず、総額につきましては年額360百万円以内、このうち、金銭による報酬額として、業績連動報酬部分を含めて年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）、株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額60百万円以内とさせていただきますと存じます。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、権利行使に際して払い込むべき金額を新株予約権の行使により取得される株式1株当たり1円とするものです。具体的には、次の内容の新株予約権を取得させることを予定しております。

新株予約権の概要

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の個数 400個を1年間の上限とする。

目的たる株式 当社普通株式 40,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の発行日及び発行価額

各新株予約権の発行日は毎年5月1日とする。

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役に付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる。

(3) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

各新株予約権の発行日の属する年の6月1日から15年間とする。

(5) その他新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ② 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

- (6) 新株予約権の無償取得
新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権者及び次の(8)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (8) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を相続することができる。
権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (9) その他の事項（上記(1)から(8)におけるその他の事項を含む。）
新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2014年3月1日から
2015年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の経営環境は、消費税率の引き上げに伴う消費者の節約志向が予想以上に続いたことや円安に伴う海外調達のコストアップ、天候不順などの影響がありましたが、以下の対応を進めた結果、売上高は1,000億円を突破し、営業利益も前年を大幅に上回ることができました。

商品面においては、価値あるPB（プライベートブランド）商品の開発に注力するとともに、為替変動にも対応するため生産拠点の見直しを行いました。また、PB戦略ではLee（リー）、Coleman（コールマン）に続いて、米国を代表するスニーカーブランドのKeds（ケッズ）及びワークウェアブランドのDickies（ディッキーズ）、英国を代表するデザイナーズブランドのPATRICK COX（パトリックコックス）とライセンス契約を締結し、国内における独占販売を開始いたしました。

営業面においては、グループ一体となった売上企画を積極的に推進し、グループカード会員向けの売上企画や、テレビ・マスメディアを通じた販促活動を実施するとともに、関東や関西を中心にグループ内出店を強化いたしました。現場力の強化を図るために、フィッティングアドバイザー資格者は、当事業年度の新規資格取得者を741名増加させ累計2,194名にするとともに足型計測器導入店舗を289店舗に拡大したことにより接客サービスを向上させました。また、タブレット端末を活用した成果事例の水平展開や週別店別の予算進捗管理を行うなど、ウィークリーマネジメントの徹底とローコストオペレーションを推進いたしました。また、天候変化や社会行事にあわせた売場づくり、シニアのお客さまに履き心地の良い靴をご提案いたしました。

さらに、10月1日からの消費税免税制度の拡充によるインバウンド消費に向けて、免税対応店舗の認可を151店舗取得いたしました。

以上の結果、スポーツ・キッズ向けシューズが特に好調だったこともあり、当事業年度の売上高は、1,034億67百万円（前期比5.2%増）となりました。

また、P B比率の向上を図ったことにより売上総利益率については前期比1.1ポイント改善し46.0%となりました。その結果、営業利益55億7百万円（同23.3%増）、経常利益54億65百万円（同23.6%増）、当期純利益28億1百万円（同28.4%増）で過去最高益となりました。

なお、当事業年度の出退店につきましては、出店99店舗、退店24店舗を実施した結果、当事業年度末店舗数は810店舗となりました。

(2) 商品別の売上状況

商品別の売上状況につきましては次のとおりであります。

商 品 別	当事業年度 2014年3月1日から 2015年2月28日まで	構 成 比	前 期 比
婦 人 靴	30,565百万円	29.5%	99.2%
紳 士 靴	18,253	17.7	104.6
ス ポ ー ツ 靴	28,341	27.4	111.8
運 動 靴 ・ 子 供 靴	18,033	17.4	106.5
そ の 他	8,274	8.0	106.0
合 計	103,467	100.0	105.2

(注) 上記金額には、消費税は含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は15億31百万円であり、主に新規出店への投資及び店舗改装によるものであります。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、業界のリーディングカンパニーを目指すという目標のもと、積極的な出店の推進、P B（プライベートブランド）比率の向上による利益率の改善、「グリーンボックス」「アスビー」等を含めたストアブランドの醸成に注力して参りました。また、フィッティングアドバイザーの活用等による販売力の強化、タブレット端末を活用した売場提案力やマンスリー・ウィークリーマネジメントによる現場力の強化に努めて参りました。さらに、グループ共通戦略として、「アジアシフト」「都市シフト」「シニアシフト」「デジタルシフト」の4つのシフトにも経営資源を重点的に配分してきました。

今後の見通しにつきましては、シニア化の進展や単身・共働き世帯の増加、都市への人口集中などに加え、消費税導入後における、消費行動の節約志向の高まりや、二極化、インバウンド需要の高まり等、お客さまの消費行動も大きく変化しており競争環境はさらに厳しさを増すものと想定されます。

<2015年度重点取り組み事項>

① 商品戦略

企画開発力を高めることでP B（プライベートブランド）の商品力を高めるとともに、商品調達先の多様化を進めながら調達コストの削減を目指して参ります。また、P B商品を積極的に提案することで、売上総利益率の向上を図って参ります。

② 出店戦略

「アスビー」「フェミニンカフェ」「グリーンボックス」のストアブランドについて、商品等の差別化により競争力の強化を図るとともに、お客さまの認知度を高めて参ります。また、小商圈店舗の収益基盤を強化することで、新たな出店候補先を確保して参ります。また、業態の更なる進化を図るために、新業態開発の挑戦を行って参ります。

③ コーポレートガバナンス体制の強化

当社はグループ行動規範に則った事業活動を実践し、また、内部通報規定を施行し、内部通報窓口を設置することにより、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができる環境を整えており、外部通報制度はイオン行動規範110番の窓口を設置しております。

④ 財務戦略

持続的な成長を支えるべく、投資効率向上による営業キャッシュ・フローの改善、資金調達手段の多様化などに取り組み、強固な財務基盤を構築して参ります。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 2011年1月21日から 2012年1月20日まで	第 42 期 2012年1月21日から 2013年2月28日まで	第 43 期 2013年3月1日から 2014年2月28日まで	第44期(当事業年度) 2014年3月1日から 2015年2月28日まで
売 上 高(百万円)	92,136	102,454	98,370	103,467
経 常 利 益(百万円)	2,979	3,995	4,423	5,465
当 期 純 利 益(百万円)	979	1,654	2,180	2,801
1株当たり当期純利益 (円)	47.01	79.42	104.70	134.49
総 資 産(百万円)	45,112	45,273	54,319	58,007
純 資 産(百万円)	14,534	16,497	18,514	21,059

- (注) 1. 第42期の売上高は、店舗数の増加及び決算期変更の影響により、前事業年度より増加いたしました。また、第42期の総資産は、商品及び売上預け金の増加により、前事業年度より増加いたしました。
2. 第42期は、決算期変更により、2012年1月21日から2013年2月28日までの13ヶ月8日の変則決算となっております。
3. 第43期の売上高は、前事業年度のうちの12ヶ月と比較すると増加しております。また、第43期の総資産は、商品及び売上預け金の増加により、前事業年度より増加いたしました。
4. 第44期(当事業年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出してしております。
6. 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第41期(2012年1月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社株式を14,272,810株(議決権比率68.52%)保有しており、イオングループ全体で当社株式を15,590,810株(議決権比率74.85%)保有しております。当社の取締役1名は当社の親会社の子会社であるイオンリテール株式会社の取締役兼常務執行役員を兼務しております。また、当社の監査役4名の内、1名は当社の親会社の子会社である株式会社イオンフォレストの常勤監査役を兼務しております。他の1名はイオン株式会社の従業員を兼務しておりますが、当該企業とは連携を密にしながらも自主独立した経営判断が行える状況にあると考えております。

イオン株式会社の子会社であるイオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社等とは店舗の賃借取引を行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2015年2月28日現在)

- ① 靴の販売並びに製造修理
- ② インポート雑貨の販売

(9) 主要な営業所及び店舗 (2015年2月28日現在)

本店	名古屋市千種区今池三丁目4番10号
本社	東京都中央区新川一丁目23番5号
店舗	810店舗
	北海道地区 64店舗
	東北地区 102店舗
	関東地区 229店舗
	中部地区 161店舗
	近畿地区 142店舗
	中国地区 33店舗
	四国地区 15店舗
	九州地区 64店舗

(10) 従業員の状況 (2015年2月28日現在)

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	882名	△2名	37.5歳	10.3年
女 性	510	46	28.2	5.3
合計又は平均	1,392	44	34.2	8.4

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートタイマー及びアルバイト(期中平均臨時雇用人員3,971名)は含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ44人増加しているのは、主に店舗の新規出店によるものであります。
3. 当事業年度よりパートタイマー及びアルバイトの期中平均臨時雇用人員は月間所定労働時間により換算しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2015年2月28日現在)

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,510百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,462
株 式 会 社 中 京 銀 行	1,222

2. 会社の株式に関する事項（2015年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 72,000,000株

(注) 2014年9月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は36,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 20,834,700株

（自己株式6,142株を含む）

(注) 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は10,417,350株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 3,180名

(4) 上位10名の株主

株主名	所有株式数	持株比率
イオン株式会社	14,272,810株	68.52%
有限会社高田	450,000	2.16
イオンフィナンシャルサービス株式会社	335,000	1.60
ジーフット社員持株会	273,030	1.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	266,800	1.28
イオンモール株式会社	260,000	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	229,600	1.10
ミニストップ株式会社	225,000	1.08
マックスバリュ西日本株式会社	187,500	0.90
株式会社コックス	168,000	0.80

(注) 持株比率は自己株式（6,142株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2015年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 井 博 史	
代表取締役社長	神 谷 和 秀	イオンディライト株式会社取締役 イオンペット株式会社取締役
常務取締役	三 津 井 洋	管理担当兼人事総務本部長
常務取締役	丹 下 浩 二	店舗開発本部長
取締役	小 塚 博 史	商 品 本 部 長
取締役	守 一 善 樹	営業担当兼営業企画本部長
取締役	秀 島 高 広	企画担当兼総合企画本部長
取締役	末 裕 学	株式会社MRD常務取締役
取締役	三 浦 隆 司	イオンリテール株式会社取締役 兼常務執行役員 衣料商品企画本部長
常勤監査役	内 堀 壽 典	株式会社メガスポーツ監査役
監 査 役	岩 崎 昭 二	イオン株式会社単体経理部 コルドンヴェール株式会社監査役
監 査 役	柴 田 昭 久	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁 護 士 会
監 査 役	竹 越 亮	株式会社イオンフォレスト常勤監査役

- (注) 1. 取締役 末裕学氏及び三浦隆司氏の2名は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 内堀壽典氏、監査役 岩崎昭二氏、柴田昭久氏及び竹越亮氏の4名は、社外監査役であります。
3. 監査役 岩崎昭二氏は、イオン株式会社単体経理部に在籍し、長年にわたり経理業務に携わっていることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 柴田昭久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通しております。
5. 当社は取締役 末裕学氏及び監査役 柴田昭久氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2014年5月23日開催の第43期定時株主総会において、新たに神谷和秀氏及び守一善樹氏は取締役に、竹越亮氏は監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 退任
2014年5月23日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、取締役 清水高登氏は任期満了により、監査役 保坂昌宏氏は辞任により退任いたしました。
- (3) 地位及び担当の異動
2014年4月16日付で、三津井洋氏は管理担当に、守一善樹氏は営業担当に、秀島高広氏は企画担当に就任いたしました。
2014年5月23日付で、松井博史氏は代表取締役社長から代表取締役会長に、神谷和秀氏は代表取締役社長に、三津井洋氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	125
(うち社外取締役)	(1名)	(4)
監査役	3名	18
(うち社外監査役)	(3名)	(18)
計	12名	144

- (注) 1. 2008年4月15日開催の第37期定時株主総会決議による役員報酬限度額
取締役 年額 360百万円 (会社法第361条第1項に基づく報酬)
監査役 年額 60百万円 (会社法第387条第1項に基づく報酬)
2. 上記には当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記には次の当事業年度に係る役員業績報酬引当金繰入額が含まれております。
取締役7名に対し19百万円
4. 上記には次の当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
取締役7名に対し8百万円
監査役1名に対し1百万円
5. 無支給者(社外取締役1名及び社外監査役2名)については、支給人員に含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 末裕学氏は、株式会社MRDの常務取締役であります。当社は同社と特別な取引はありません。

取締役 三浦隆司氏は、イオンリテール株式会社の取締役兼常務執行役員であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と店舗賃借等の取引があります。

常勤監査役 内堀壽典氏は、当社常勤監査役就任前にイオンリテール株式会社バイエリア事業部長でありました。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と店舗賃借等の取引があります。

監査役 岩崎昭二氏は、イオン株式会社単体経理部に所属しております。同社は当社の親会社であります。

監査役 柴田昭久氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社は同事務所と特別な利害関係はありません。

監査役 竹越亮氏は、株式会社イオンフォレストの常勤監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と特別な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	社外役員の主な活動状況
取 締 役	末 柁 学	当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役	三 浦 隆 司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち10回に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役	内 堀 壽 典	当事業年度開催の全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会の議長として、監査役会の事前準備、議事運営を行い、各監査役に対して、監査状況の報告や意見表明を行っております。
監 査 役	岩 崎 昭 二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、また、全ての監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	柴 田 昭 久	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会18回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	竹 越 亮	2014年5月23日就任以降に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、全ての社外役員と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

④ 社外役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

	人 数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	5名	23	36

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動をとるため「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

また、取締役の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役を選任しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき適切に記録し保存しております。取締役及び監査役は、必要に応じてそれらの文書を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会、監査役会及び内部監査室との連携のもと、リスク情報を共有するため人事総務本部長を委員長とし「リスク委員会」を設置し、リスク発生時の対応の早期化を図っております。

「リスク委員会」の管理下に3つの小委員会を設置し、リスクマネジメント運用を担う体制を構築しております。「倫理違反調査小委員会」は懲戒に関する事例の検証及び対策等を行い、「コンプライアンス小委員会」はリスク管理及びコンプライアンスの啓蒙を行い、「クライシス対策小委員会」は災害対策及び事業継続計画等を策定しております。

また、当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率を確保するため、組織規定及び職務責任権限規定を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にしております。

また、当社では、業務執行の責任分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるため、「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

コンプライアンスの徹底を図るため、人事総務本部が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、従業員教育等も行います。内部監査室は、人事総務本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。

また、法令遵守の観点から、法令、定款に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設けており、適正に運営しております。

- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。ただし、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制となっております。

イオングループ各社との賃貸借契約等の利益相反取引については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しており、当社の利益を損なわない方策を講じております。

また、子会社の経営については、自主性を尊重しつつ事業内容の報告を求め、重要案件に関しては事前に協議を行い、牽制機能が働く体制として定期的な財務経理部長の確認、及び内部監査室の監査を実施しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人員、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して決定いたします。

- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

2. 監査役職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、原則毎月1回開催する取締役会やその他重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握しております。

2. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 定例監査役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。

2. 監査役と会計監査人は、定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等をしております。

3. 社長と監査役は、定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換しております。

7. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策と位置付け、株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。

＜当期及び次期の配当について＞

当期の期末配当は、2015年4月9日開催の取締役会決議により、1株当たり12円とさせていただき、2015年5月21日開催予定の当社第44期定時株主総会に付議いたします。当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割の影響を考慮した場合、すでに実施しております中間配当金20円は、1株につき10円に相当しますので、当期の年間配当金は22円となります。また、株式分割前に換算すると、年間配当金は1株につき44円となります。

2016年2月期の配当金につきましては、1株当たり中間配当金15円、期末配当金15円とし、年間配当金30円を予定しております。

(注) 本事業報告中における記載金額は、表示単位未満は切り捨てております。

貸借対照表

(2015年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	43,113	流 動 負 債	34,592
現金及び預金	2,358	支払手形	5,466
売掛金	290	買掛金	15,049
売上預け金	4,144	短期借入金	6,800
商貯品	34,175	1年以内返済予定の長期借入金	1,439
貯蔵品	63	未払金	828
前払費用	339	未払消費税等	1,537
繰延税金資産	405	未払法人税等	1,294
未収入金	1,333	未払消費税等	1,032
その他	3	預り金	54
固 定 資 産	14,893	設備支払手形	612
有形固定資産	4,911	ポイン্ট引当金	192
建物	3,337	賞与引当金	255
構築物	3	役員業績報酬引当金	19
機械装置	0	その他	8
器具備品	633	固 定 負 債	2,355
土地	932	長期借入金	1,477
建設仮勘定	3	預り保証金	27
無形固定資産	396	退職給付引当金	13
借地権	4	役員退職慰労引当金	29
商標	8	執行役員退職慰労引当金	9
ソフトウェア	351	資産除去債	798
その他	32	負 債 合 計	36,947
投資その他の資産	9,584	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,173	株 主 資 本	20,049
関係会社出資金	343	資本金	3,326
長期前払費用	631	資本剰余金	3,157
敷金及び保証金等	6,183	資本準備金	3,157
破産更生債権	3	利益剰余金	13,570
繰延税金資産	232	利益準備金	191
その他	20	その他利益剰余金	13,378
貸倒引当金	△3	別途積立金	5,019
資 産 合 計	58,007	繰越利益剰余金	8,359
		自己株式	△4
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,009
		その他有価証券評価差額金	1,009
		純 資 産 合 計	21,059
		負 債 純 資 産 合 計	58,007

損益計算書

(2014年3月1日から
2015年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		103,467
売 上 原 価		55,904
売 上 総 利 益		47,563
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		42,056
営 業 利 益		5,507
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43	
受 取 保 険 料	6	
そ の 他	5	55
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	60	
支 払 手 数 料	18	
貸 倒 損 失	10	
そ の 他	7	98
経 常 利 益		5,465
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	9
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	32	
固 定 資 産 除 却 損	62	
減 損 損 失	519	
そ の 他	0	616
税 引 前 当 期 純 利 益		4,858
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,097	
法 人 税 等 調 整 額	△39	2,057
当 期 純 利 益		2,801

株主資本等変動計算書

(2014年3月1日から
2015年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
2014年3月1日残高	3,326	3,157	3,157	191	5,019	5,922	11,133
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△364	△364
当 期 純 利 益						2,801	2,801
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	2,436	2,436
2015年2月28日残高	3,326	3,157	3,157	191	5,019	8,359	13,570

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2014年3月1日残高	△4	17,613	901	901	18,514
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△364			△364
当 期 純 利 益		2,801			2,801
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			108	108	108
事業年度中の変動額合計	—	2,436	108	108	2,544
2015年2月28日残高	△4	20,049	1,009	1,009	21,059

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………店舗在庫：「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

倉庫在庫：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………経済的耐用年数に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年 器具備品 3～10年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用……………期間均等償却

(4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ポイント引当金……………ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 役員業績報酬引当金……………役員に対する業績報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理をしております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 執行役員退職慰労引当金……………執行役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社における倉庫在庫の評価方法は、従来、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当事業年度より、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

これは、在庫管理システムの入替を機に、期中における仕入価格の一時的な変動による在庫評価への影響を排除し、より適正な期間損益を算定するとともに、倉庫在庫の増加に対応し、在庫金額確定を迅速化・効率化することを目的としたものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,729百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）
 - 短期金銭債権 5百万円
 - 短期金銭債務 82百万円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

支払手形 1百万円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
 - 営業取引による取引高 188百万円
 - 営業取引以外の取引による取引高 0百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	店舗数
店舗	建物、器具備品等	東京都渋谷区他	55

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、固定資産帳簿価額を回収できないと判断した資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額519百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物408百万円、構築物0百万円、工具、器具及び備品32百万円、長期前払費用78百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 20,834,700株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 6,142株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当
- ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2014年5月23日 定時株主総会	普通株式	156百万円	15円	2014年2月28日	2014年5月26日
2014年10月3日 取締役会	普通株式	208百万円	20円	2014年8月31日	2014年11月10日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2015年5月21日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

- (ア) 株式の種類 普通株式
- (イ) 配当金の総額 249百万円
- (ウ) 配当の原資 利益剰余金
- (エ) 1株当たりの配当額 12円
- (オ) 基準日 2015年2月28日
- (カ) 効力発生日 2015年5月22日

(注) 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

6. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
減価償却超過額	168
減損損失	544
関係会社出資金評価損	51
資産除去債務	290
商品評価差額	71
未払事業所税	13
未払事業税	107
未払社会保険料	14
貸倒引当金	1
ポイント引当金	72
賞与引当金	96
退職給付引当金	5
役員退職慰労引当金	10
その他	5
繰延税金資産小計	1,454
評価性引当額	△153
繰延税金資産合計	1,301
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△553
資産除去債務に対応する除去費用	△110
繰延税金負債合計	△663
繰延税金資産の純額	638

2. 税率の変更

2014年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第十号）」が公布され、2014年4月1日以後開始する事業年度より復興特別法人税が廃止されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用した法定実効税率を37.8%から35.4%に変更いたしました。ただし、2015年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等についての繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変更はありません。その結果、繰延税金資産及び繰延税金負債の再計算差額は7百万円であり、当事業年度に計上された法人税等調整額（借方）が7百万円減少します。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

2015年3月31日に「所得税法の一部を改正する法律（平成27年法律第九号）」が公布され、2015年4月1日以後開始する事業年度より法人税率の引下げ、および事業税率が段階的に引下げられることとなりました。

これに伴い、2015年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.4%から32.7%に変更され、2016年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金資産を計算する法定実効税率は35.4%から32.0%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末で適用した場合、繰延税金資産が65百万円減少し、法人税等調整額（借方）が12百万円増加し、その他有価証券評価差額金（貸方）が53百万円減少します。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、売上預け金、未収入金、敷金及び保証金については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握などリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、当事業年度においてデリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	2,358	2,358	—
② 売掛金	290	290	—
③ 売上預け金	4,144	4,144	—
④ 未収入金	1,333	1,333	—
⑤ 投資有価証券	2,158	2,158	—
⑥ 敷金及び保証金	6,183	6,178	△5
資産計	16,499	16,494	△5
① 支払手形	5,466	5,466	—
② 買掛金	15,049	15,049	—
③ 短期借入金	6,800	6,800	—
④ 未払金	828	828	—
⑤ 未払法人税等	1,294	1,294	—
⑥ 未払消費税等	1,032	1,032	—
⑦ 設備支払手形	612	612	—
⑧ 長期借入金 (※)	2,916	2,909	△6
負債計	34,001	33,994	△6

(※) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 売上預け金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- ⑥ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

負債

- ① 支払手形、② 買掛金、③ 短期借入金、④ 未払金、⑤ 未払法人税等、⑥ 未払消費税等、
⑦ 設備支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑧ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額15百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑤ 投資有価証券」には含めておりません。

8. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(百万円)
期首における退職給付債務	980
勤務費用	61
利息費用	18
数理計算上の差異の当期発生額	122
退職給付の支払額	△44
期末における退職給付債務	1,138

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	(百万円)
期首における年金資産	※ 789
期待運用収益	12
数理計算上の差異の当期発生額	17
事業主からの拠出額	106
退職給付の支払額	※ △44
期末における年金資産	※ 880

※「期首における年金資産」及び「退職給付の支払額」並びに「期末における年金資産」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

積立型制度の退職給付債務	1,138
年金資産	<u>△880</u>
未積立退職給付債務	258
未認識数理計算上の差異	<u>244</u>
退職給付引当金	<u><u>13</u></u>

(4) 退職給付に関連する損益

(百万円)

勤務費用	61
利息費用	18
期待運用収益	△12
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>23</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u><u>90</u></u>

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債権	58.5%
株式	14.6%
生命保険の一般勘定	11.5%
その他	※ <u>15.4%</u>
合計	<u><u>100.0%</u></u>

※その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

長期資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.30%
長期期待運用収益率	1.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、84百万円であります。

4. 退職金前払い制度

退職金前払い制度の要支給額は、8百万円であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

名称等	当社との関係	議決権等の 所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
イオンリテール(株)	親会社の子会社	—	売上金の預入	—	売上預け金	2,574
			保証金の差入	27	敷金及び保証金	1,173
			保証金の戻入	16		
イオンモール(株)	親会社の子会社	(被所有) 直接 1.24% (所有) 直接 0.00%	売上金の預入	—	売上預け金	686
			保証金の差入	220	敷金及び保証金	2,001
			保証金の戻入	12		
イオントップバリュ(株)	親会社の子会社	—	業務委託手数料	△686	未収入金	825
			商品の仕入	12,718	支払手形	3,013
					買掛金	1,873

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

イオンリテール(株)、イオンモール(株)及びイオントップバリュ(株)との取引は、一般取引と同様、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,011円8銭

(2) 1株当たり当期純利益 134円49銭

(注) 当社は、2014年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年4月6日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 則 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 本 一 朗 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーフットの2014年3月1日から2015年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年3月1日から2015年2月28日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査室の月次報告書等により定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の董事及び監事等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、子会社の本社、店舗等を訪問して事業の実態を調査し、報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年4月9日

株式会社ジーフット 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	内堀 壽典 ㊟
社外監査役	岩崎 昭二 ㊟
社外監査役	柴田 昭久 ㊟
社外監査役	竹越 亮 ㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

【会 場】 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
プライムセントラルタワー 13階第1～3会議室

【交 通】 地下鉄東山線・桜通線「名古屋駅」 1番出口より徒歩4分

駐車場のご用意はございませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

